

お知らせ インデックス

よこしばひかりまちの
暮らし・募集・催し物を
お知らせします



お知らせ



**10月から高齢者補聴器購入
費用の助成を開始します**

図福社課社会福祉班

☎(84)1257

加齢により聴力が低下し、日常生活に支障のある高齢者の方に対し、補聴器の購入に要した費用の一部を助成します。

10月以降に購入した補聴器が対象です。

対象者、助成額、申請方法等の詳細は、広報10月号および町ホームページでお知らせします。

**有害獣被害防止電気柵
設置事業のご案内**

図産業課農政班

☎(84)1215

有害獣による農作物の被害を防止するために、電気柵を設置した際の購入に要する経費に対し、費用の一部を助成します。

補助額

電気柵の設置に要する経費の2分の1(上限2万円)

補助対象

(1)町内に住所を有する個人または法人

(2)前年の農業所得がある方

(3)町税等に滞納がない方

補助対象事業

(1)電気柵を設置する農地が町内にあること

(2)電気柵を設置する農地を所有または借用し、耕作されていること

(3)電気柵を設置する農地の面積が10アール以上であること

(4)電気柵の延長が100メートル以上であること

(5)電気柵の購入先が町内または農業協同組合であること

必要書類

(1)補助金交付申請書類

(2)設置箇所の位置図・写真

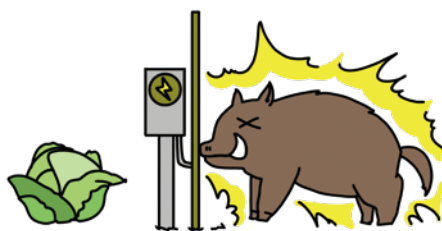
(3)見積書(明細が確認できるもの)
(4)決算書等(前年の農業所得がわかるもの)

注意事項

※購入前に申請手続きが必要です。

※必ず事前にご相談ください。

※受付は先着順とし、予算を超えた時点で終了します。



**狩猟免許取得費補助金
のご案内**

図産業課農政班

☎(84)1215

農作物等の有害獣被害を防止するため、町が行う有害獣捕獲事業の従事者となる方が、当該年度に実施される狩猟免許試験において、わな猟免許の新規取得に要する経費に対し、費用の一部を補助します。

補助額

わな猟免許の新規取得に要する経費の3分の2

補助対象

(1)町内に住所を有する個人

(2)町税等に滞納がないこと

(3)令和8年4月1日から令和9年3月31日に狩猟免許を取得した方

(4)町が行う有害獣捕獲事業の従事者となる見込みがある方

**結婚新生活支援補助金
のご案内**

図企画空港課企画政策班

☎(84)1279

経済的理由で結婚に踏み出せない若年層を支援するため、新たに婚姻された夫婦に対し、予算の範囲内で住居に係る費用の一部を補助します。

補助金額

・夫婦ともに29歳以下の場合

最大60万円

・右記以外の場合

最大30万円

申請要件

・令和8年1月1日～令和9年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理された夫婦

・夫婦の所得金額の合算額が500万円未満であること